

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属⑦ JIS Q 1013 の対象 JIS の製造の認証に、同じ JIS の認証を既に受けている「工場又は事業場」の追加を行う場合の審査に関する取り扱い（以下、「工場又は事業場」を「工場」という）

2011 年 7 月 27 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問：製造の認証に、同じ JIS の認証（種類記号その他該当するすべての認証範囲が同じ又は包含されている認証）を既に受けている工場を、工場として追加する場合がある。その場合の臨時審査（現地調査及び製品試験）は、どのような事項が対象となるのか。特に、追加先の認証取得者の登録認証機関（以下、CB という）と追加される工場の CB が同じ場合及び異なる場合のそれぞれについて、審査内容の低減化の観点から提示していただきたい。

解 釈：同じ JIS の認証を受けている工場を、工場として追加する場合は、以下のケースに従って現地調査及び製品試験の必要な事項を行う。

1. 現地調査の内容（追加される工場の前提：追加先の認証取得者の認証を代表する工程を担う工場）

<ケース A>追加される工場が、追加先の工場の認証と同じ CB から対象 JIS の認証を受けている場合

追加される工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
追加される工場が認証取得者法人の工場ではない場合	追加される工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>(1) <u>追加に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u> 当該の恐れが生じる工場又は／及び外注工場に対する認証維持工場審査を現地調査により行う。 (JIS Q 1001 の 12.2 (臨時の認証維持審査) の a) の定めによる)</p> <p>【注記】現地調査を行う場合の例 追加に付随して、工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、追加に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合</p>	同 左

追加される工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
追加される工場が認証取得者法人の工場ではない場合	追加される工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>(2) <u>追加される工場において、受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、追加に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合</u></p> <p>① <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要設備の工程（以下、「重要工程」という）にあたる場合等</u></p> <p>CB が、追加される工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 11.2（工場又は事業場の変更又は追加）の定めにより、追加される工場への現地調査による現認を要すると判断した場合にのみ、当該の追加される工場の重要工程に係る現地調査を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める準重要設備の工程（以下、「準重要工程」という）にあたる場合も、同様とする。</p> <p>なお、1. の<ケースA>の（2）の①の場合、追加される工場以外の工場に対する、又は外注工場に対する現地調査は、いずれも行わない。</p> <p>② <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u></p> <p>CB が、追加される工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 11.2（工場又は事業場の変更又は追加）の定めにより、追加される工場への現地調査を行うべき固有の必要性が生じると判断した場合以外は、当該の追加される工場の他工程に係る現地調査は行わない。</p> <p>なお、1. の<ケースA>の（2）の②の場合、追加される工場以外の工場に対する、又は外注工場に対する現地調査は、いずれも行わない。</p>	
	同 左

<ケースB>追加される工場が、追加先の工場の認証と異なるCBから対象JISの認証を受けている場合

追加される工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
追加される工場が認証取得者法人の工場ではない場合	追加される工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>(1) <u>追加に付随して、JISに適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u> 1. の<ケースA>の(1)と同じ</p> <p>(2) <u>追加される工場において、受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件(工程、設備、試験・検査、追加に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む)又はその組合せが生じる場合</u></p> <p>① <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013に定める重要設備の工程(以下、「重要工程」という)にあたる場合等</u> 当該重要工程の現地調査を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013に定める準重要設備の工程(以下、「準重要工程」という)にあたる場合も、同様とする。</p> <p>② <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u> 追加先の認証取得者のCBが、1. の<ケースA>の(2)の②に従って対応する。</p>	同 左

2. 製品試験の内容（追加される工場的前提：追加先の認証取得者の認証を代表する工程を担う工場）
 <ケースA>追加される工場が、追加先の工場の認証と同じCBから対象JISの認証を受けている場合

追加される工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
追加される工場が認証取得者法人の工場ではない場合	追加される工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>（1）<u>追加に付随して、JISに適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u> 当該の恐れが生じる工場又は／及び外注工場を経た製品の認証維持製品試験を行う。 （JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めによる）</p> <p>【注記】製品試験を行う場合の例 追加に付随して、工場又は／及び外注工場において、受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査を含む）又はその組合せが生じる場合</p> <p>（2）<u>追加される工場において、受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査を含む）又はその組合せが生じる場合</u></p> <p>①<u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要設備の工程（以下、「重要工程」という）にあたる場合等</u> CB が、追加される工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 11.2（工場又は事業場の変更又は追加）の定めにより、製品試験による確認を要すると判断した場合にのみ、製品試験を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める準重要設備の工程（以下、「準重要工程」という）にあたる場合も、同様とする。</p> <p>②<u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u> CB が、追加される工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 11.2（工場又は事業場の変更又は追加）の定めにより、製品試験を行うべき固有の必要性が生じると判断した場合以外は、製品試験は行わない。</p>	同 左

<ケースB>追加される工場が、追加先の工場の認証と異なるCBから対象JISの認証を受けている場合

追加される工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
追加される工場が認証取得者法人の工場ではない場合	追加される工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>(1) <u>追加に付随して、JISに適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u> 2. の<ケースA>の(1)と同じ</p> <p>(2) <u>追加される工場において、受けている認証の範囲内ながら、新たな品質・生産条件(工程、設備、試験・検査を含む)又はその組合せが生じる場合</u></p> <p>①<u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013に定める重要設備の工程(以下、「重要工程」という)にあたる場合等</u> 1) 追加される工場が追加先の認証取得者のCBの認証を受けている場合：2. の<ケースA>の(2)の①と同じ 2) 追加される工場が追加先の認証取得者のCBの認証を受けていない場合：当該重要工程が適用される製品の製品試験を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013に定める準重要設備の工程(以下、「準重要工程」という)にあたる場合も、同様とする。</p> <p>②<u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u> 1) 追加される工場が追加先の認証取得者のCBの認証を受けている場合：2. の<ケースA>の(2)の②と同じ 2) 追加される工場が追加先の認証取得者のCBの認証を受けていない場合：認証取得者のCBが、2. の<ケースA>の(2)の②に従って対応する。</p>	同 左

以 上